認可外保育施設を
利用している方へ

10月から
幼児教育・保育の無償化がスタートします

○　無償化の対象となるためには、美浜町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

（注１）認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（注２）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

（注３）認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

○　**３歳児クラスから５歳児クラスまでの子どもたち**は、**月額4.03万円まで**、**０歳児クラスから２歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.57万円まで**の**利用料が無償化の対象**となります。

○　都道府県等に届出をした認可外保育施設

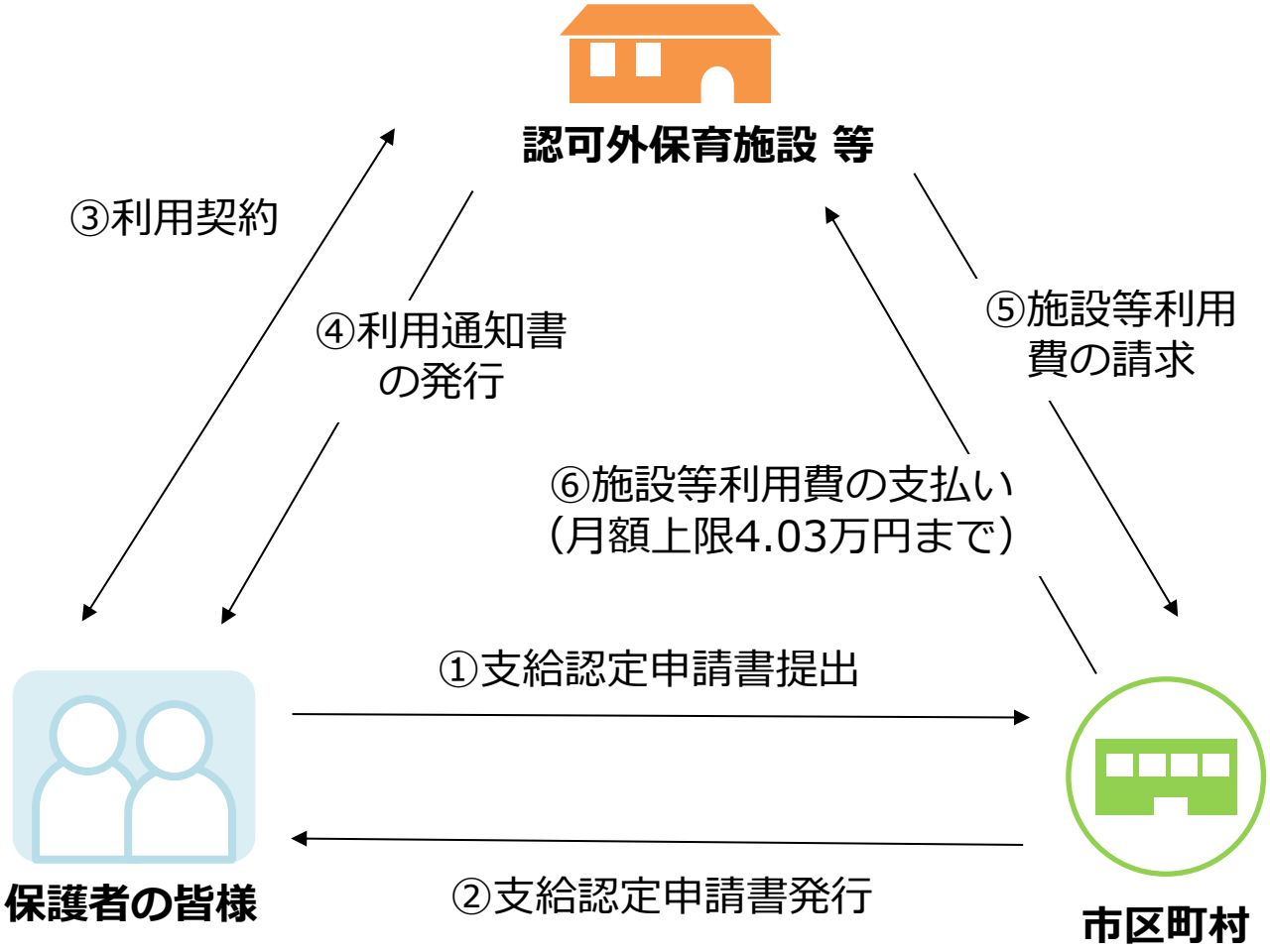
（一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等）に加え、

・一時預かり事業　・病児保育事業
・ファミリー・サポート・センター事業　が対象です。

（注）認可外保育施設同士の併用の場合は、一方の認可外保育施設のみ無償化の対象となります。

※裏面もご覧ください。

［基本的な手続きのイメージ］



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、申請が必要です。
※施設によって、手続きが異なる場合があります。
※**無償化の対象は保育料です。**通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

問い合わせ先：美浜町役場　厚生部　健康・子育て課　児童係
TEL：0569-82-1111（内線222・262）